

令和4年3月16日（水曜日）

令和4年度当初予算審査特別委員会

（第6日目）

令和4年度当初予算審査特別委員会第6号

---

令和4年3月16日（水曜日）

---

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

---

出席委員（12名）

委員長	佐藤正明君		
副委員長	須藤清孝君		
委員	伊藤俊君	阿部司君	
	高橋尚勝君	佐藤雄一君	
	後藤伸太郎君	及川幸子君	
	村岡賢一君	今野雄紀君	
	三浦清人君	菅原辰雄君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼会計課長	三浦浩君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君
企画課震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	阿部彰君
町民税務課長	佐藤正文君
保健福祉課長	高橋晶子君
環境対策課長	糟谷克吉君
農林水産課長	大森隆市君

商 工 觀 光 課 長 千 葉 啓 君  
建 設 課 長 及 川 幸 弘 君  
上 下 水 道 事 業 所 長 阿 部 明 広 君  
歌 津 総 合 支 所 長 三 浦 勝 美 君  
南 三 陸 病 院 事 務 部 事 務 長 後 藤 正 博 君

教育委員会部局

教 育 長 齊 藤 明 君  
教 育 委 員 會 事 務 局 長 菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員 芳 賀 長 恒 君  
事 務 局 長 男 澤 知 樹 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 男 澤 知 樹  
次 長 兼 総 務 係 長 高 橋 伸 彦  
兼 議 事 調 査 係 長

## 令和4年度当初予算審査特別委員会の会議の概要

午前11時00分 開会

○委員長（佐藤正明君） おはようございます。

昨日から特別会計予算に入っております。委員各位におかれましても、本日も賢明なる発言で、活発な審査をお願いいたします。

ただいまの出席委員数、12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、昨日の三浦委員の質疑に対し、答弁を保留した件に関し、当局から発言の申入れがありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（及川 明君） おはようございます。

それでは、いわゆる法定外公共物、河川等の事故に対する対処ということで、改めて保険について申し上げます。

保険につきましては、全国町村会が取りまとめております。本町でも総合賠償補償保険に加入をさせていただいております。市町村が管理する、あるいは市町村の施設の瑕疵による責任について損害賠償が支払われるといったような保険には加入しております。

○委員長（佐藤正明君） 三浦委員。

○三浦清人委員 管理責任上、その保険の対象にはなるということは分かりました。

私の、最初の質問はそうですが、2回目の質問のときに、そういう事故等起こらないように対策、町の管理責任者として対策を講じるべきではないのかと。要するに、地域の方々からの改修の要望などもあった場合には、その事故対策を含めて、町の管理責任者として、そういった要望があった場合においての改修工事などもやることが大事ではないかという質問だったのです。その辺で、今までは、基本的にはやらないとかなんとかっていうことでやってきたんですけども、それはいかないんじゃないかなというこの質問なんです。その辺の考え方をお聞かせいただければと思います。

どうしてもやれないと、できないんだということになれば、その法的根拠がどこにあるのか。町の条例とか規則とかでそういうのをうたってあるのかどうか。その法的根拠をお示しいただきたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 法定根拠等については担当のほうから説明させますが、法定外公共物につきましての一般質問が過去、これまでございます。直近では、昨年の決算議会のほうでも

御質問ございまして、町としての基本的な考え方ということでお話をさせていただいていますので、ちょっととかいつまんでその点についてお話をさせていただきますが、法定外公共物に対して、全てについて町で対応するということについては、おのずと限界があります。歴史的に地域の共有財産としての性質を有しておりますが、国から譲与されて町有財産としての位置づけとはなっているものの、実態としては地域住民の共有財産となっているものでありますので、今後においても、軽微な被災や日常の維持管理につきましては、引き続き利用する地区の方々の協力を得ながら、主体性を持って実施をしていただきたいということが、町としての基本的な考え方ということでございます。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 法的な根拠ということでございますが、残念ながら当町におきましては、他市町村におきましては法定外公共物の取扱いを規則等で定めておる市町村もあるようですが、残念ながら今当町のほうでは、法定外公共物に限って特定される定めはございません。

○委員長（佐藤正明君） 三浦委員。

○三浦清人委員 赤線、町の財産でありますが、そこの地域の方々との共有財産として位置づけていると。

それを言うと、町道も共有財産なんです、町道も。じゃないですか。何も赤線だけが共有財産じゃないです。住民との、町との、それはどうなるのですか。それから、そういう欄にはないんでしょう。基本的な条例なり規則なり附則なりは。そういうのをこれからつくるんだかつくりないんだか分かりませんが、やらないためにつくるなんていうことはやめてください。やらないために。やる方向で考えていただきたいと。

住民の方々が生活する上で、不便を来しているところがあるんです。だから、どうしてもやってほしいと。住民の方々は、お金がいっぱいあって、いいですと言うんであればいいんだけども、なかなかその地区の方々でやれないもんだから、町で何とかしてくれませんかということなので。町道も含めて同じです、共有財産は。私の考えは間違っていますか。私はそう思っているんです。その辺のところどうお考えなのか、今一度お聞かせください。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 修繕等々、財源が必要なものということでございますが、町道という今お話が出ましたので、これ参考までにちょっと申し上げますと、町道、今舗装路線だけでも約200キロございます。これを平均4メートルと換算いたしまして、仮にてございますが、

全ての路線を舗装の打ち替えした場合に、80億円ほどかかります。これ、参考までに、そういった面もございまして、どうしても町としては皆さん的生活道である、メインとしての生活道路である町道等をちょっと優先せざるを得ないということがございますので、地域の方々の御協力をいただいて、日常の管理等はお願いをしたいというふうに考えているものでございます。（「納得しませんけれども、終わります」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。では、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

特別会計審査に入ります。

議案第110号、令和4年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） おはようございます。

それでは、議案第110号令和4年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

予算書202ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,100万円といたします。前年度比較では400万円増となります。

この会計は、後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を主な歳入とし、歳出としては、保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金を支出するという経理が主な内容であります。

それでは、細部について、歳入歳出予算事項別明細書で御説明いたします。

206ページをお開き願います。

歳入、1款後期高齢者医療保険料は、宮城県後期高齢者医療広域連合の係数を基に見込額を計上しております。前年比2.6%の増となります。被保険者の増が見込まれることが要因であります。

2款使用料及び手数料は、実績に応じ1万円としました。

3款繰入金は、保険料の軽減分を一般会計から繰入れするもので、広域連合による負担金見込額から積算し、前年度比5.1%増となります。

4款繰越金、5款諸収入は、財源調整を含め前年度同額、同程度を計上しております。

207ページ、歳出、1款後期高齢者医療広域連合納付金は、宮城県後期高齢者医療広域連合が積算した見込額を計上しております。前年度比3.2%の増となります。こちらも被保険者の増が見込まれることが要因であります。

2款諸支出金、3款予備費は、財源調整を含め、前年度同額、同程度を計上しております。

以上、簡単でありますが細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑願います。質疑ございませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 1点だけお聞きしたいと思います。

先ほど来、課長説明あった、被保険者が増え続けているということなんですが、その増加率っていうのですか、もし見通せましたら伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 後期高齢者につきましては75歳以上が加入するというところでありますて、団塊の世代がちょうどこの年代、75歳に入ってくるというところもありまして、75歳に到達する人数が前年度より多くなっているというところが要因でありまして、110名ほどが、昨年と比較し、新たに75歳以上になる人が増えているというところで、今回の増の見込みの要因となったものであります。

○委員長（佐藤正明君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今年度110名増えたということで分かったんですが、そこで団塊の世代、どれぐらい続くか、今後二、三年の状況、いろいろ移動その他あるでしょうけれども、その辺の見通しありですか、分析してましたら伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 一般的に、団塊の世代という部分につきましては、この令和4年からここ3年ぐらいが、一番出生した年代が多いところになりますので、ここ3年ぐらいは増に転じていくと、そこから徐々に減っていくというところになるかと思います。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第110号の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第111号令和4年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） それでは、議案111号令和4年度介護保険特別会計予算の細部について御説明申し上げます。

予算書217ページ、218ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

令和4年度につきましては、御覧のとおり、歳入歳出総額を16億200万円とするもので、昨年度とほぼ同様の額となっております。

次に、歳入歳出の詳細について御説明申し上げます。

219ページにお進みください。

まず、歳入でございます。

1款1項介護保険料でございます。こちらは、本町の65歳以上の方々に御負担いただいております第1号被保険者保険料でございまして、第1号被保険者数の増加や、次年度の段階別の構成等を見込みつつ積算を行ったものでございます。

なお、介護保険料につきましては基準額が月額6,000円、年額に直しますと7万2,000円となってございます。

続きまして、3款国庫支出金から、221ページ、5款県支出金まで及び222ページ、7款の繰入金につきましては、保険給付の財源として、支出額に応じて決められた割合による負担額の計上となっております。

次に、8款繰越金から9款諸収入につきましては、増值予算の計上となっております。

続いて、歳出でございます。

224ページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費でございますが、令和4年度予算額を1,367万9,000円としておりまして、前年度比較で392万円の増となっております。これにつきましては、第9期介護保険事業計画を策定するための基礎調査業務委託料の増額が主たる要因でございます。

続いて、225ページにお進みください。

2項徴収費 1目賦課徴収費でございます。第1号被保険者にお願いしております保険料の賦課徴収に関する予算でございまして、御覧のとおり、ほぼ前年並みでございます。

続きまして、3項1目介護認定事業費でございます。介護保険の認定審査等に係る費用でございまして、認定審査会委員の報酬や主治医意見書作成料等を計上しております。こちらにつきましても前年度同様の予算としております。

続いて、226ページから229ページを御覧ください。

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費から6項特定入所者介護サービス等費につきましては、介護サービス及び介護予防サービスに係ります保険給付としての費用を計上しております。

歳入歳出予算事項明細書にもございますとおり、給付費全体といたしましては前年度同額の予算を計上しておりますが、今年度の実績に合わせた予算計上しております。

次に、229ページにお進みください。

3款地域支援事業費 1項介護予防生活支援サービス費でございます。要支援の方に行われる介護予防としてのサービス給付のうち、地域支援事業の中で行われるものとの費用を計上しております。前年度比較で334万5,000円ほどの減額となっておりますが、これは前年度において通所型サービス、いわゆるデイサービスの給付が伸びるものと想定しておりましたが、想定ほどではなかったということから、現実に合わせた計上したことによるものでございます。

次に、230ページにお進みください。

2項一般介護予防事業費でございます。こちらにつきましては、介護予防事業に係る事業費を計上しております。前年度比較で33万円ほどの増額となっておりますが、この主なる要因は、今年度から開始いたしました認知症予防教室を定期的に開催するための委託料を計上したことによるものです。

続いて、231ページにお進みください。

3項包括的支援事業費任意事業費 1目包括的ケアマネジメント支援事業費でございます。こちらは地域包括支援センターの運営に係る職員人件費等を計上しております。前年度と比較いたしまして110万円の増額となっておりますが、人件費等でございますので、ほかはほぼ前年同様ということでございます。

次に、232ページにお進みください。

2目任意事業費でございます。こちらは、介護保険内の任意事業として取り組んでおります地域ケア会議等の講師謝金等を増額しているほか、家族介護用品支給事業、いわゆるおむつ等の支給事業等に係る経費を、今年度実績見込みに応じて計上しております。

次に、3目 在宅医療介護連携事業、4目生活支援体制整備事業費、233ページ、5目認知症総合支援事業費につきましては、それぞれの対策に係ります各種講演会等の事業を行うための予算でございまして、内容といたしましては前年同様となっております。なお、4目生活支援体制整備事業費につきましては767万5,000円の減額となっておりますが、これは職員1名の減が主な要因となっております。

続いて、234ページを御覧ください。

4款基金積立金及び5款諸支出金につきましては、会計上必要な費用につきまして、存知または前年度同額を計上しております。また、236ページ、6款予備費では、一定額を予備費として計上しております。

以上、簡単でございますが、介護保険特別会計の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。質疑願います。及川委員。

○及川幸子委員 はい、及川です。おはようございます。

では、3点お伺いいたします。

228ページの、目で言えば6目の介護予防住宅改修費、節は18負担金補助及び交付金70万円の介護予防住宅改修費が計上になっております。昨年度と比較すれば、この利用率、昨年の、平成3年度はどのような実態だったのか。伸び率です。在宅の人たちが住宅改修している率が年々多くなってくると思われますけれども、その辺の状況をお伺いいたします。

それから、次に、230ページの地域支援事業費の1目一般介護予防事業費、節で言えば12委託料367万6,000円、介護予防教室委託料という新しい事業ができました。この内容の御説明をお願いします。

もう一点は、232ページです。2目の任意事業費19節扶助費344万円、家族介護用品支給事業、200万円あります。おむつ支給なんですけれども、私は毎年、このおむつ支給に非課税、今現

在は非課税家庭だけ対象となっていますけれども、課税世帯にも、皆40歳からずっと介護保険かけてきているので、非課税世帯の撤廃を要望しているのですけれども、今後の見通しをお伺いいたします。

以上、3点お伺いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） すみません、住宅改修費の伸び率でございますが、今手持ちはあるんですけれども、探しかねるので、ちょっとだけ後で回答させていただきます。

住宅改修費につきましては、前の決算のときにもほかの委員から御質問があつて、そのときにも御説明いたしましたが、かなり、新しく、新築されたお宅が増えております。それから、復興住宅のほうでもバリアフリーと申しますか、かなり手すりとかも設置されているということで、住宅改修費自体は非常に少なくなってきたというふうに見ております。特に介護予防のほうですので、比較的住宅改修を大がかりにしなくても生活できる方のここは項目ですので、そういうことが原因になっているのかと思います。

伸び率といつしましては、現在の状況、一気にこう増えていくというようなことはないかと思われます。

それから、続きまして、230ページの介護予防委託料につきましては、こちらのほうは地域介護予防活動支援事業ということで、地域包括支援センターのほうでも力を入れて進めていきたいというような内容になっております。

まず、委託料といつしまして、かなり項目はいろいろあるんですが、百歳体操の委託料を社会福祉協議会のほうに委託しておりますし、それから、百歳体操において、技術面の指導を行っていただくために理学療法士をお願いして、そちらの委託料を計上しております。

それから、介護予防と申しますと、体だけではなくて、嚥下しやすいように、飲み込みが悪くならないようにということで、南三陸病院の御協力をいただきながら、お口パス体操というところも、この中に盛り込んでいるところでございます。

それから、あとは随時コースの、定例的に行う以外にも、単発的に介護予防事業を行うということで、セントラルのほうにも委託しておりますし、それから、新規事業といつしましてはつらつ教室ということで、これは新規事業になりますが、ビットバレーというところに委託をする予定になっております。

すみません、あともう一点、おむつ支給につきましては、今後の見通しということですが、このおむつ用品の支給については、国より事業費の減額、あるいは、または市町村の特別給

付の転換を求められているということで、現在2年ほど経過措置というような中で実施をさせていただいているところです。一応、その国の動向も見ながら、受給要件の見直しであったり、今後検討をしていくというような予定になっております。

○委員長（佐藤正明君） 及川委員。

○及川幸子委員 それでは、後ろからいきたいと思います。

おむつ支給なんですけれども、今これからは細々と、このおむつの支給もだんだんではなくなっていくというようなお話を聞かされましたけれども、これはギャップ、在宅の人たちにとつてはすごくこれ助かっているのです。それが、国の支援がなくなってとなると、これから在宅で、100歳時代って言われている中、在宅で暮らす人たちが大変な思い、この毎のことでおむつ、おむつから始まって、生きて、おむつで終わるというような、そういうことがあるように、これがなくなるということは、非常に住民にとってはサービスの低下になるんです。

そこで、国の制度がなくなっても、これからはこの介護保険制度、あるいは町の財源を投入しても、これはぜひ続けてやっていくべきと思われますけれども、国の指針としては、何年頃っていうのが分かっているのであれば、あと2年後とか3年後とかって、そういう制度の切替えがあると思われますけれども、そこまで示されているのかどうかお伺いいたします。

それから、230ページの委託料ですけれども、新しい事業なので、予防ということで、大変いい事業なんですけれども、お話を聞くと、社協に委託っていうわけでなくて、今お伺いすると3社ぐらいに委託されていると思うんですけども、この367万6,000円が、その委託先それぞれあると思うんですけども、委託契約は何か所で、どれぐらいの事業を何か所に振り分けしているのか、その辺お伺いいたします。

それから、住宅改修につきましては分かりました、在宅。しかし、家が広くて上がり場が、手すりがないのでっていうところを多く私も見かけております。ですから、この予算を使って、できるだけ住民サービスの低下にならないような御努力をお願いしたいと思います。まづもってその2件、2つ目をお伺いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 介護予防委託料についてですが、社会福祉協議会のほうにも委託をさせていただいておりますので、社会福祉協議会、1点、それから歌津つつじ苑の理学療法士、それからあとKDKということで、百歳体操のほうの、実施するのに、専門の方に見ていただく委託もしておりますし、それから先ほど申し上げました南三陸病院、それか

らあとはセントラル、ビットバレーということで、全部で6か所になります。これから契約になりますので、あくまでも現在予算ということですので、契約はこれからということになります。

それから、おむつの支給につきましては、国の制度がなくなつても町の事業としてやってほしいっていうような御要望につきましては、やはりニーズの高い事業でございますので、そこは、今ここでやりますとかって言うよりは、ほかに何か補助的なものがあるかないか、あと国の考え方と合わせた形で府内でも検討を進めてまいりたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか、もう一回あるんですけれども。及川委員。

○及川幸子委員 それでは、最後のおむつの件なんですけれども、国の施策だからっていうことなんですけれども、課長言うようにニーズがすごく高くなっています。そういう人のためにこの介護保険があると思われますので、今後ともその辺は注意深く見守って、必要な人たちが多くいるということを念頭に、今後とも事業推進に努力されていただきたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（佐藤正明君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 219ページなんですけれども、歳入について伺いたいと思います。

中段の督促手数料2万円について伺いたいと思います。これ年間どれぐらいの督促の件数があるのか。まず、その辺伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 実際には、今年度の実績で申しますと、2月末現在では2万5,000円、1件100円になりますので、250件というような内容にはなっております。

○委員長（佐藤正明君） 今野委員。

○今野雄紀委員 年間というか、今年度250件という、そういう答弁いただいたんですけども、そこで、例年2万円ぐらいの予算計上になっているわけですけれども、そこで250件の手数料で、回収分っていうか、それはすぐ上の繰越滞納分の保険料が入った分ということでよろしいのか。

例えば、この予算書ですと、今年度というか4万円、昨年、一昨年と3万円ずつだったのですけれども、その関係がそのままなのか。督促した分4万円回収になったという、そういう見方でいいのか、その辺の部分を伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） この督促手数料が発生する分につきましては、滞納分もそう

なんですけれども、普通徴収分、こちらで、割賦で納める関係もありまして、納め忘れ、ちょっと納期が遅れてしまう、そういったときに督促状が発せられて、その分で手数料を納めていただくというところになりますので、款で申しますと 1 款 1 項 1、節で申しますと 2 節 3 節、こここの分が、この督促手数料が発生する場合があるというところになります。

○委員長（佐藤正明君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今のあれで、納め忘れという、そういう答弁だったのですけれども、そこで実際納め忘れじゃなくて、納めるのが大変だというような、それで督促いただいている方たちへの救済措置っていうのですか、いろいろな方面からの対応というか、それはできているのか、できるのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 滞納者に救済措置っていうのはなかなかなくて、既にその保険料計算する上で軽減、ランクづけがされております。当然収入の少ない方については低い金額というところであります。今回の予算で、滞納繰越分 4 万円と、かなり少額な分になっています。で、申しますのは、ほぼほぼ納められているというところで、年度を越して納める分が 4 万円あるというような内容ですので、あまりそういった納付に困っているっていうか、実際には遅れているというところでありますが、長引いているという状況ではありません。

○委員長（佐藤正明君） 今野委員、もう一回だけです。

○今野雄紀委員 それでは年間大体、実績って言ったらおかしいですけれども、滞納分っていうのはどれぐらいの金額が、それ年度を越したりしないで、常時っていうのですか、普通どれぐらいあるのか、もしお分かりでしたらその辺だけ伺って終わりとします。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 令和 3 年度の今まだ途中でありますが、調定額自体は、66 万円ほど調定しております。それは 3 月を越して 4 月以降に納めてしまう方、あるいは出納整理期間ありますので、6 月以降に納めてしまう方がいらっしゃるというところでありますけれども、ただその分が翌年度にはほぼほぼ納められる状況にはなっております。

で、今回の予算については、令和 3 年度で繰り越す分がどれだけあるかっていうところについてはまだ読めないというところでありますが、少額であるというところが、4 万円の計上というものであります。

○委員長（佐藤正明君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 230ページ、12節委託料のところなんですかけれども、先ほど課長説明では、この委託料のところで、認知症予防という表現をされていました。私はそう思っていました。それで、前々者が質問したときに、質問にこの単語が出てこなかつたためだか分からぬですけれども、全体の介護予防ということで説明がありました。ただ、これ私のちょっと聞き違いかも分かりませんけれども、認知症予防っていうことはどういうふうなことをやって、特に、特段に、先ほど課長発言あったとおり、どんなことをやっているのかと、具体に。

といいますのは、やはり家でいろいろ面倒見ていても、そんなに手間かからない人でも、何か認知症とかそうなってくると、いやいやちょっと手に負えないと思って、それで施設のほうにお願いっていうか、そういう状況が多々見られますので、そこで私注意をしておったんですけども、その辺いかがでしょうか、お願いします。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ただいまの菅原委員の御質問ですが、脳はつらつ教室とネーミングいたしまして、実は今年度から開始する予定でしたが、コロナの関係で中止とさせていただいている内容です。

この内容につきましては、認知症運動プログラムで、国立長寿医療研究センターが開発したプログラムになってございます。コグニサイズプログラムと申しまして、認知症の、軽い運動、ウォーキングだったり、軽い体操プラス計算であったり、同時にしりとりであったり、頭と体を同時に使いながら脳の活性化を図っていくというような内容で、中にはあとダンスであったりそういうことも、楽しめるようなところも中に盛り込んであります。今年度の申込みは、27名の申込みがございました。

○委員長（佐藤正明君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 分かりました。

それでは、私の聞き違いではなかったんですね、その発言は。分かりました。

いろいろなことで、今年から取り組んでいくということで、いろいろ述べられましたけれども、全部メモはし切れなかつたんですけれども、やはりこういうふうな努力が必要だと思うんです。数字的なことを今言ったって大変でしょうけれども、町内にどれぐらいの方がすぐ認知症とか、そういうので大変な思いをしているのかと、そういうふうなこともありますし、やはり先ほど私言いましたように百歳体操とか、みんなで集まって体を動かして、みんなと交流することによっても、認知症予防にもつながりますよね。すべからく、1点じゃなくて、こういうことをみんなでやることによって、生き生きして、頭も活性化というか、それなり

に継続してよくなっていくっていう方向でよろしいかと思うんですけども。

分かりました。これからも鋭意そういうふうなことで取り組んでいただきたいと思って、終わります。

○委員長（佐藤正明君）ほかに。伊藤委員。

○伊藤俊委員 おはようございます。

では、私からは、質問の件数は1件なのですが、やはり全体的な傾向をお伺いするような内容でちょっとお聞きしたいと思います。

まずは、この介護保険特別会計のほうは前年比プラス200万円ということで、水準並みということで伺いました。ただ、ちょっとやりくりが本当に大変だったろうっていうのは見てとれるような内容かと思っております。国庫支出金とか県の支出金もマイナスになっている中で、全体の介護にかかる給付サービスというのは、前年比も、前年比と比べてもプラスマイナスゼロ、保険給付関係のほうが。ただ、中身を見ると、やはり特定入所者介護サービス等はマイナス1,186万円になっている、片一方では、226ページのほうとかに行きますと、地域密着型介護サービス給付費がプラス1,300万円、居宅介護サービス計画費プラス395万円。ただし、これも中身を見ると、違う項目では居宅と施設介護サービスのほうは予算が減ということで、かなり高齢者の人数というのは、増えているのは確実だと思うんですが、サービスの利用者が、ちょっとやはりコロナの関係もあって減っているのかどうか。それから、またはこの利用するサービスがやはり年々変化している、複雑化しているという傾向があるのかどうか、ちょっとその点を確認できればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君）保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君）伊藤委員の御質問についてお答えしたいと思います。

サービスの種類には、大きく分けて施設サービスと在宅サービス等ありますが、施設サービスが減少傾向で今続いております。

先ほど伊藤委員がおっしゃったように、地域密着型サービスと言われる、簡単に申しますと南三陸町の町民しか利用できないサービスが地域密着型サービスということなんですが、デイサービス、社会福祉協議会で実施しておりますデイサービスセンターの利用が非常に伸びております。

それから、あとは地域密着型ですとグループホーム、認知症のグループホームであったり、それから小規模多機能ホームっていうことなんですが、いわゆる南三陸の町民の方が利用されるそこのサービスが非常に伸びていて、在宅、施設サービスのほうが、ちょっと利用が滞

ってきているというような状況になっております。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤委員。

○伊藤 俊委員 伸びている部分はやはりその地域密着型ということで、中身的にやはり通所、それから施設利用、訪問、複合サービス等々ある中で、やはりデイサービス関連のほうがかなり利用率は、利用率というか、需要はあるのかという、求めているサービスだと思うんですが、ただちょっとやはり気になっているのが、そういう中で、ちょっと地域支援事業費、先ほど詳細説明の中では職員の方1名減ということでこの予算が計上されているという説明をいただきました。この地域包括ケアシステムの構築も含めなんですが、国のはうでも進めている、そして2025年をめどにある程度システムを構築してくださいという方針も出されているようでございます。介護保険法の115条には、要介護状態、要支援になった、なることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業と定められており、介護の予防、それから日常生活の支援。交付率も25%、それから包括任意事業については38.5%とそれぞれ定められております。

そこで、ちょっと数字を見ますと、包括的ケアマネジメント支援事業、任意事業費については若干のプラスが見られるんですが、やはりこの生活支援体制整備事業費で、ちょっと大きく減少をしております。

ちょっと質問の、一般質問ですかいろいろな議案審議も過去にもあったと思うんですが、やはり課題が、どうしてもこの分野っていうのは離職率が高い傾向もありますし、そもそも……。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤委員、簡明にお願いします。

○伊藤 俊委員 介護士、ヘルパーも不足しております。こういった予算が減る中で、しっかりと行政として、コロナ禍で大変な状況であることは察しておりますが、再度この予算執行に当たり、この包括ケアシステムの構築も含め、着実に前進していくかどうか伺います。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 来年度は、介護保険事業計画等の策定もあり、アンケート調査も実施する予定になっております。そのアンケート調査と、それから現在の状況を比較しながら計画を推進したり、立てていくということになりますが、やはり現時点で非常に気になっているのは、介護人材不足と申しますか、ヘルパーもですし、それから訪問看護師、それからケアマネジャーということで、在宅を支える介護有資格者が非常に減っているということですので、そちらのはうは、まずこちらもいろいろ対策を練っていきたいと思います。

あとは、コロナ禍でなかなか介護予防事業のほう収集できなかつたっていうのがございますので、それは今回の予算のところでもそうなんですけれども、担当者と、コロナ禍でも、小人数でどのように実施していくのかっていう、その工夫をしながら進めていかないと、コロナがもう2年以上になっておりますので、その間に機能低下してはちょっと元も子もないということですので、工夫をしながら実施するように進めてまいりたいと思います。（「終わります」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。

佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 それでは、1件だけお願ひします。

ページ数は、227ページと28ページです。

住宅改修について伺いたいと思います。

先ほど課長申されたように、震災後は新築物件が多かったものですから、それを含めて、介護含めて、いろいろな工事が進められてきたと思っております。だから、利用者も大分少ないのかと思っております。

そこで、居宅介護住宅改修並びに介護予防住宅改修の違い等、上限の利用金額ですか、それを教えていただきたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 介護予防住宅改修費と、あともう一つ、居宅介護のほうは、要介護1から要介護5までの介護の方、介護の認定を受けた方が受ける事業になって、介護予防のほうは要支援1から要支援2ということで、軽度の方のサービスになっております。金額は同じです。20万円になっております。

○委員長（佐藤正明君） 佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 では、これを2つ併用っていうか、1回にできるのでしょうか、利用金額。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 例えれば、要望支援1になって、そして要介護になった場合、2回できるかということですか。一緒に、一緒にはできないです。その方がその時点で必要であるっていうことで、要支援1、2の方も、要介護の方も、担当のケアマネジャーがこの方の身体状況に合わせた形でアセスメントをして、この方には住宅改修が必要ありますと認めた場合、ケアプランのほうに計上されて、それが住宅改修のほうに移っていくという形になりますので、あくまでも利用者とそれからケアマネジャーとお話をされて、そして必要性

等を確認していきます。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 以前介護度が上がれば利用できるっていうような感じも受けたことがあるんですけれども、1回受けて、介護度が上がったからまた受けられるということはできるのでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ちょっと御本人の状態が変わった場合は受けられることもありますが、その住宅改修の内容にもよりますので、そこはやはりケアマネジャーと相談しながらという形になります。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。

ほかに。及川委員。2巡目になります。

○及川幸子委員 3点お伺いします。

まずもって1点目なんですけれども、232ページの任意事業費の、目が、任意事業費の中の19節扶助費、成年後見制度利用事業給付金144万円ございます。この利用率、令和3年度の場合、どの程度利用されているのか。その辺、今後増えてくる可能性があるのかと思われますけれども、その辺お伺いします。

それから、その上の報償費、7節の報償費がいろいろあるわけなんですけれども、講師謝金、コロナ、去年もコロナ、また今年もまだ収束が見通せていない。そういう中で、予算措置はあるんですけども、昨年のコロナ禍でどのくらいのこの講師謝金、実績があったのか。そして、またこのコロナ禍でありながらも、どういった工夫をして講師謝金を払うような講演などをなさっていくのか、その辺お伺いします。

次のページ、233ページの7節の報償費、それから5目の認知症総合支援事業費の7節の報償費、講師謝金、これもお伺いいたします。併せてお願ひします。

○委員長（佐藤正明君） 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 成年後見制度につきましては、現在町の費用負担を受けている者は1名となっております。ほかの方は、ほかには3名いらっしゃいますが、その方々は預貯金等があるということで、その方の御負担になっております。今年度は、相談は2件ありましたが、実際に申立てに至った方はいらっしゃいません。

それから、2点目ですが、232ページ、報償費です。講師謝金のほうは、ちょっと具体的な謝金の実績は今持ち合わせておりませんが、認知症サポーター養成講座ということで、小学

校であったり、それからあとは志津川高校のほうに出向きて、あとほかにも何か所か、郵便局とかですか、認知症の方を支えるための養成講座として開催させていただきまして、今年度80名超える、90名弱ぐらいのサポーターを養成させていただいております。

それから、あとは地域ケア会議につきましては、非常に高齢者のいろいろな課題がございましたが、講師を呼んでの地域ケア会議は、実施はしておりません。ただ、所内で関係者と民生委員だったり、それから病院の関係者であったりということで、講師謝金を伴わないケース会議、地域ケア会議の開催は実施しております。

それから、あとは、コロナ禍でどのように進めていくかというところではございますが、やはり町内発生が起きているときは、特にこちらも、会議を予定しております中止させていただいたりというような形をとらせていただいています。なので、先ほどのサポーター養成講座につきましても、ちょっとコロナの状況が落ち着いた時期に実施をさせていただいたというようなことになります。

それから、3点目の233ページの認知症総合支援事業費につきましては、認知症カフェと申しまして、認知症の当事者の方、それから御家族の方、地域の方が、カフェのような雰囲気で、認知症についての学びを深めたり、それからあとは居場所づくりと申しますか、そういうところを予定しています。グループホームの施設長だったり、従事している方を講師にお呼びしながら、そういうカフェを開催する予定になっております。

それから、あとはやはり地域の皆さんに認知症を理解していただきたいということで、講演会を2回ほど予定しております。

以上です。

○委員長（佐藤正明君） 及川委員。

○及川幸子委員 それでは、232ページの7節の報償費のほうからなんですかけれども、昨年は142万円、そして、新年度は283万円ということで、倍の予算額になっております。中身をお伺いしましたら、サポーター養成講習ということで、なかなか、やはり学校、郵便局、先ほど話された、そういう人たちに認知症のことを知ってもらうということが非常に大事なことで、オレンジの輪、あれをもらうと、やはり認知症が困難だということを、意識づけになると思われるんです。そのためにも倍額に予算計上したものと思われますので、この辺はぜひ、コロナ禍であっても少人数ずつに分けていくとできるのかと思われますので、一度に多くということは、収束してからの時期を見てやっていく方向でお願いしたいと思います。

それから、それぞれの報償費の関係ですけれども、やはりここも、認知症の支援事業費の中

の報償費は特にカフェ、認知症カフェなんかというと、家族の人たち、そして居場所づくり、先ほど説明ありましたように、非常に家族、認知症の方を支えている家族というものは、大変負担が大きいものがありますので、ぜひこの辺などを充実させて、これからも皆さんで知恵を出し合って努力していっていただきたいと思います。上の報償費の関係も同じでございますので、力強くここは推進していっていただきたいと思います。

以上、終わります。

○委員長（佐藤正明君） 答弁はよろしいですか、答弁なしで。着席願います。

今及川委員、要望をお話ししたので、答弁はまた別になりますので、よろしいですね。  
ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第111号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第111号を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時03分 休憩

---

午後1時07分 再開

○委員長（佐藤正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第112号令和4年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） それでは、議案第112号令和4年度南三陸町市場事業特別会計予算の細部を説明いたします。

本会計については、市場の管理運営に係る費用を計上しております。

予算書249ページ、250ページの歳入歳出予算事項別明細書を御覧ください。

令和4年度の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,700万円とするものでございます。

前年度予算と比較いたしますと800万円、マイナス17.8%の減額となっております。

歳入の詳細につきましては、251ページ、252ページを御覧ください。

1款使用料及び手数料1項使用料1目卸売市場使用料ですが、本年度予算額は775万2,000円を計上しており、秋サケの不漁などにより落ち込んだ前年度水揚金額と同額の14億円を本年度も水揚げ金額として設定し、前年度予算額と同等の収入を見込んでおります。

次に、歳出の詳細につきましては、253ページ、254ページを御覧ください。

1款1項市場事業費1目市場管理費につきましては、本年度予算額3,604万8,000円を計上しております、前年度予算額と比較し620万2,000円、マイナス14.7%の減額となっております。減額の主な要因は、前年度実施いたしました12節の市場運営調査業務委託料が皆減となったためございます。なお、漁船誘致対策費につきましては、平成29年度以降、不漁によりサンマ船の入港実績がないことから廃止とするものでございます。

2款1項1目の予備費につきましては、施設設備の経年劣化に伴う突発的な修繕等が見込まれることから、本年度の財源調整費用として、前年度並みの予算を計上しております。

以上、市場事業特別会計の細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入れます。質疑願います。今野委員。

○今野雄紀委員 ページ数252ページ、市場の使用料について。

先ほど課長説明あって大体は分かったんですけれども、そこで、かつて1,000万円ぐらいが計上になっていたこの使用料、昨年、今年度700万円ということで推移しているわけですけれども、そこで伺いたいのが、見通しとしては14億円の水揚げということだったのですが、秋サケに関しては大体どれぐらいだったのか、今年度。来年度も同等を見込む、分からぬんでしょうけれども、見込めるのか、その点伺いたいと思います。

あともう一点は、ページ数254ページ、先ほどの漁船誘致の廃止に関して伺いたいと思います。

これまで、ここ3年間、175万円を計上して誘致してきたわけですけれども、それ以前はた

しか10万円ぐらいでの推移だったと記憶しているのですけれども、それ廃目になった状況つていうのですか、理由、もう少し詳しく伺いたいと思います。かつては海が浅くて入れないとかいろいろ原因があったみたいですが、今回廃目になった主な要因を伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） サケ類の水揚げ金額、あと水揚げ高につきましては、令和3年度の金額につきましては2,717万5,753円。昨年度は1億2,745万円3,103円でしたので、かなり激減をしているところでございます。そういった意味で、今年度は辛うじて14億円というところを、水揚げ高については確保するということになっておりまして、使用料収入も七百二、三十万円、最終的には落ち着くのかと。昨年度も決算ベースで740万円でしたので、来年度の予算につきましては、ほぼほぼ同額で700万円という設定に至りました。例年ですと過去3年間の実績で出すんですけども、今年度もそうですけれども、来年度も同額でというところで走りたいというふうに考えております。

続きまして、漁船誘致の廃目なんですけれども、まず漁船、平成28年度にたしか2隻、20トンレベルの船が入港、サンマ船が入港したという実績があるんですけども、それ以降は入港していないということもあるんですけども、まず航路の水深の深さです。今宮城県の事業で、調査を実はしているところでございます。数年前なのか、カツオ漁船が入ってきたときに腹を擦ったという話があったとも聞いておりますので、水深の深さ、潮の満ち引きにもよるんですけども、現在調査をして、実際どれくらいの大きさの船が入って来られるものかという調査をしている段階でございます。

それと、気仙沼や石巻等々比べると、市場以外の環境が整っていないというか、ないというか、要は遠洋漁業船等、1か月とか3か月の航海の船が入ってくるときに、必ずその船の食糧であるとか、日用品であるとか、そういったものを扱う問屋というのがそれぞれの市場の地域にはあるんですけども、当町にはございませんので、そういった漁船が関連する業者がいないということも一つの要因ではないかというふうに考えております。

したがいまして、今後新たに漁船が、サンマ船等の漁船が入ってこないという保証はないんですけども、当初予算ベースでは限りなく状況が見えない状況ですので、サンマ漁も不漁ですので、そういった意味で、しばらく様子を見たいということで、計上していないというところでございます。

○委員長（佐藤正明君） 今野委員。

○今野雄紀委員 使用料に関しては、昨年も700万円上回ったということで、今年度も同じ形ということで分かったんですけれども、そこで、やはりサケ漁が思わしくないことと併せて、さきの議案のときは有害魚種みたいなのを紹介していただきましたけれども、そこで、今後優良魚種っていうか、期待できるような、環境の変化等によって来ている種類、魚種、期待できるようなものがありましたら伺いたいと思います。

あと、誘致のほうなんですけれども、そういった旨で、ただ廃目になったということは、今後そういう誘致というか、来たときの、何かの折に来たときの運営みたいなやつっていうのは今回考えられないのか。

ちなみに、175万円あると、例えばなんですけれども、重油を幾らかプレゼントするとか、今A重油で、高くなつて、リットル当たり100円に近くなっていると思うんですけども、そういうことももちろんを考えながら今後誘致していく必要もあると思うんですが、その点再度確認させていただきます。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 今後期待される魚種につきましては、今年度から、例えば三重県とか、来年度も福井県ですか、そちらに様々な魚種を、養殖であれ何であれ、天然魚であれ、この三陸沖の海水温に合うと言つたら何ですけれども、そういう魚種の調査はやっております。宮城県の水産試験場も入つて、三重県には一緒に行つたりはしたんですけども、なかなかウイルスの問題であつたり、暖かければ、海水温が高ければ高いほど様々な病気というもののがあって、それに伴つて1匹1匹注射を打つ、ウイルスの予防注射を打つとか、そのコスト等に見合つう魚種っていうのはなかなかない状況です。

それから、今トラフグとか、あまりとれなかつた魚種も入つておりますので、タチウオとか。ただ、継続的にある一定量が入つていただければいいんですけども、なかなかそうでもないということで、今現在は非常に水揚げが不安定な状況にありますので、そういう意味で、様々な事例を見つけて、学識経験者にも相談しながら、全国の優良魚、といったものを、この三陸沖の海水になじむ魚を見つけていきたいというふうに考えております。

それから、漁船誘致なんですけれども、昨年度の予算はリットル当たり85円、1隻当たり1万リットル、その2分の1を助成しましよう、出しましようというような予算の組立てだつたのですけれども、議員今おっしゃるとおり重油も高いです。4隻分ということで予算とつておりましたので、もし、これは予備費とかといったもので突発的に、大分前から入港するっていうのは分かるんですけども、予算的にそういった部分が生じれば、予備費の理由

等を考えながら検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐藤正明君） 今野委員。

○今野雄紀委員 大体分かりました。そこで、課長いろいろ、県で調査して、三重、福井等のあれも分かりましたが、そこで昨今当議会でもマグロが何かとれるということを聞いてまして、その当町における今後のマグロの見通しというか、まだ全然分からんでしょうけれども、その課長の直感というんですか、そういったものがありましたら伺いたいと思います。

あと、誘致に関しては、出来得るならば存置科目としてでも、せっかく新しくできた市場、立派ですので、そういうことで、予備費で対応できるということで分かったんですけれども、そういう思いがしましたので、今後入った船に対しては、おもてなしを兼ねてそういうことをしていっていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 議会からも、宮城県、国への要望ということで、クロマグロの捕獲規制の緩和もあって、宮城県に、町長とともに私も行ってきたんですけども、率直に言って、漁獲枠が広がったからといって、宮城県の配分がたった2%ということもありまして、それも含めて今後の検討課題として、何とか考えてもらえないかというようなお話をさせていただいたんですけども、これまで資源を管理してきたはえ縄漁の皆さんであるとかそういった方々からするとなかなか難しいというようなこともありますし、なかなか我々単体では、こういった話っていうのはうまく前に進めないのかと。

それよりも、三陸沖のみならず、北海道も含めて、この不漁対策です。秋田県をはじめいろいろな魚種の不漁、そういうものの対策をどう考えるかということの議論がちょっと上がったという要望の内容だったのですけれども。

ですから、クロマグロに関しては、今すぐどうこうという話にはなかなかなりづらいのかというふうに考えております。

○委員長（佐藤正明君） ほかに質疑ありませんか。須藤委員。

○須藤清孝委員 1点だけ確認させていただきます。

歳出の部分での減額が、前年度の委託料の減だつていうお話をでした。

先日ですか、原油の高騰対策の補助金の話、若干お伺いしましたけれども、まず先にお伺いしたいんですが、そのときの課長答弁の中に、いろいろな調査を進めた中で、魚のさばき方、

売り方が分からないみたいな意見が出たっていう御答弁されていたと思うんですけども、ちょっと細かいことですけれども、管理者からの意見だったのか、買受人とか漁業者からの意見だったのか、そこだけ最初、一点だけ確認させてください。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） これは買請人、仲買人の方からの意見の中で、フグの話が出たときに、フグはさばくのに資格が必要ですから、だから、例えばこれからフグを扱うんであれば、この市場関係者、それから仲買人の中でフグの調理の免状、そういったものが必要になるので、そういう講習会等に参加したほうがいいのではないかというような、一、二名、仲買人の方で、数十年前にとったらしいんですけども、いらっしゃるんですけども、ただそれを全体的に仲買人の皆さんで検討しようではないかというようなお話はありました。

○委員長（佐藤正明君） よろしいでしょうか。須藤委員。

○須藤清孝委員 分かりました。

さばき方って言ったもんだから、売り方の話かと思ったんですが、勝手に、そこはちょっと私の思い違いですけれども、現に市場運営に関しては、正直健全であるっていうふうには私は捉えていないんです。そういう気合があるからどうなのかの調査入って、大きくこれから体制を整え直すんであろうと思います。

今、現運営側の撤退理由みたいところは、理解はしていますけれども、要はバランスが悪いんだと思います、経営体として。運営側と、特に漁船漁業者が、市場に対する不平不満の声っていうのは今に始まったことじゃないと思いますし、これすごく長い間積み上げてきたものだと思います。実際、議場でこのように議論されるようになっていますので、さきの補助金の話のときにも大変大きな、多くの声をいただいたと思います。調査に700万円、令和3年度にかけていますけれども、どういった、どの程度の聞き取りであったりとか調査っていうのをやったか、詳細まではまだ把握はできていませんが、私としては、もっと現場の声、特に漁船漁業者の声っていうのはきちんと、もっともっと意見を聞くべきだと思います。その上で、町長施政方針で述べられていました産業の持続的な展開っていうところに、きちんと町の施策としてつなげていけるような、これから展開を望めるかどうかの確認をお願いします。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 今年度の調査事業で、市場運営審議会を皮切りに、それぞれ生産者部会であるとか仲買人の部会であるとか、そういった部会ごとに聞き取り調査を、何者

かお集まりいただきまして、実際いろいろなことを、率直にお話をいただいてまいりました。その中で、大変厳しい意見もございますし、最終的には、市場がなくなつては困るんだということで、漁協の撤退問題もあるんだけれども、そもそも論として市場が成り立つ工夫を何かできないのかというような、前向きな御意見を頂戴しております。ですから、今回調査事業でそれはやりましたけれども、今後も継続的に、生産者であるとか仲買人であるとか、そういうった皆さんとの声を聞けるように、部会ごとの話し合ひっていうのを続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐藤正明君） ほかに。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 1点もしくは2点お伺いします。

253ページ、歳出のほうで、委託料は昨年度の当初予算と比較すると大分減額になっております。ただ一方、その上、役務費、それからその上、需用費、需用費でいえば修繕料、役務費でいえば手数料、これが大幅に増額になっております。この要因を教えていただきたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） まず修繕費なんですかけれども、これ毎年コンスタントに、大体300万円ほどの修繕料を概算で予算化しております。それとは別に、来年度はフォークリフトの修繕料が生じることから、それに200万円。それからフォークリフト、ただいま5台あるんですけれども、その5台分のタイヤの交換。なかなかフォークリフトっていうのは、通常の自動車と違って、自分たちでなんとかっていうわけにはいきませんので、これはメーカーに持つていって交換をするといったような費用が5台分生じて300万円、1台60万円という内容となっております。

それから、手数料ですか。手数料につきましては、このフォークリフトの法定点検に係る費用ということになっております。概算ですけれども、来年度2台、改めて電動のフォークリフトを追加で、宮城の環境交付金を使って購入する予定ですので、その9台分という形になります。現有の7台から、プラス新年度に2台を買って、9台分の法定点検料という形で200万円を計上しております。

○委員長（佐藤正明君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 質問がちょっと飛び飛びになりますが、254ページ、下のほうで、備品購入費は1,200万円あって、昨年も1,200万円あって、フォークリフトの購入代金になるのかと思うんですが、先般からのお話ですと、漁協で所有していたフォークリフトを町で所有するこ

として、その新しい経営体での運営に任せていくんだというようなお話をたったように記憶しているのですが、そのフォークリフト、これから順次交換していくと思っていましたので、そのフォークリフトの、もう古くあるものの整備費に500万円は、またそれはそれで別にかかる。フォークリフトを新しく購入する。フォークリフト一体何台要るんだろうっていうのを、ちょっと率直に疑問に思いましたので、その辺りどういう計画なのかお伺いしたいと。

これを聞くのは、先ほど、今触ましたが、新しい市場の経営を成り立てるためには、そういういた取扱であるとか、その経営状況っていうのは改善していかなければいけないんだと思うんです。そのための、その去年の調査事業委託でもあったろうと思いますので、歳入が減るのに合わせて、調査に使った予算はおろしたのだけれども、別な部分でまた費用がかかる、歳出が増えるということになれば、その市場の経営状況っていうのはなかなかよくなつていかないのかと思いますので、そのあたり無駄というか、切るべきところは切っていくということが必要になるのではと思うんですが、全体としては予算、少しあは減っていますが、もっと減らせるところがあったのではと単純に思いますので、そのあたり含めてお伺いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 市場事業からの志津川漁協の撤退の話の発端は、漁協そのものの収益の確保というのがありますて、市場事業とは別に漁協単体の収益の確保があって、その足を引っ張っていたのがこの市場のフォークリフトの、この予算計上されているような金額だったわけです。

ですから、もともと市場で使うフォークリフトについては、町の公用車のように、これは市場管理費の中でしっかりと町が管理すべきだろうということで、漁協が持っているフォークリフトについてはもうメンテナンスをかけないということで、電動の新規のフォークリフトを新たに4台、今年度2台、来年度2台追加をすると。それから市場の衛生管理上、内燃機関が、化石燃料を使うようなフォークリフトは減らしていきましょうということで、新規に買った分、その分を徐々に減らしていきましょう。それから、経営のことをおっしゃっておられましたけれども、この市場経営を大きく圧迫するようなフォークリフトの数は、当然持つという考えはございませんので、例えば今回の調査業務で話合いになったのは、フォークリフトを買受人も、あと漁業者も、市場関係者も皆さん使っておりますので、これを使うルールを決めましょうと。それから繁忙期、閑散期、これ閑散期にこんなに持っていても無駄ではないかという意見もあって、だったらリースにしたほうがいいんじゃないかとかそういう

た御意見が出ていますので、今後の市場経営の見直しの中で、順次その辺も手をつけていきたいというふうに考えております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第112号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第112号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第113号令和4年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、議案第113号令和4年度漁業集落排水事業特別会計予算について、細部説明をさせていただきます。

漁業集落排水事業特別会計は、袖浜処理区の施設管理に要する経費と、波伝谷地区にありました処理施設の企業債償還に要する経費及びそれに対する歳入を計上しております。

次の258、259ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算書です。令和4年度の歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,500万円とし、前年度との増減比率はマイナス11.7%、200万円の減としております。

詳細については、263、264ページをお開きいただきたいと思います。

事項別明細書歳入です。

1款1項使用料は、前年度の実績を勘案し、前年度とほぼ同額としております。

2款1項財産運用収入は、基金に対する利子で、前年と同額計上しています。

3款1項一般会計繰入金は、前年度比マイナス7.6%、99万円減です。減額の主な理由は、起債償還額の減少によるものです。

4款1項繰越金は、令和4年度末において見込める繰越額を計上しております。

264ページ、5款1項町預金利子は、前年度と同額の計上です。

6款1項分担金は、新たな受益者に対応するため存知計上しております。

次の265、266ページをお開きください。

3、歳出です。

1款1項漁業集落排水事業費は、袖浜浄化センターの管理に要する経費を計上しており、前年度とほぼ同額です。

266ページ、2款1項公債費は、1目元金、2目利子の償還額の合計は、前年度比マイナス18.0%、177万円の減です。減額の要因は、袖浜処理区の起債償還が終了したためございます。

3款予備費は、歳入歳出の調整額を計上しております。

以上、簡単ですけれども細部説明とさせていただきます。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数を示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入れます。質疑願います。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第113号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第113号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第114号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、議案第114号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算について細部説明させていただきます。

公共下水道事業特別会計は、伊里前処理区の下水処理に要する管理費用と、それに対する収入を計上しております。

次の271、272ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算書です。令和4年度の歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億4,800万円とし、前年度の増減比率はプラス28.2%、3,260万円の増としております。

次の273ページをお開きください。

第2表地方債です。地方債は、公益企業会計適用事業に対し、限度額を2,800万円と設定し、起債の方法等については記載のとおりとしております。

歳入歳出予算の詳細を説明いたしますので、少し飛びまして、277、278ページをお開き願います。

事項別明細書の歳入でございます。

1款1項分担金は、新規の一括納付分と継続の分割納付分を計上しております。実績等を勘案し、前年度比マイナス15.2%、6万6,000円減としております。

2款1項使用料は、前年度実績を勘案し、前年度比マイナス0.3%としております。2項手数料は、予定されている指定工事店の登録更新手数料等を計上しております。

278ページ、3款1項国庫補助金は、歌津浄化センター設備更新工事のほか、新規分で、下水道ストックマネジメント事業計画策定業務を計上しており、前年度比プラス176.9%、1,150万円増です。

4款1項財産運用収入は、基金に対する利子で、前年度と同額計上しております。

5款1項一般会計繰入金は、前年度比プラス18.2%、1,322万1,000円増です。増額の主な理由は、国庫補助事業費が増額したことなどによるものです。

6款1項繰越金は、前年度と同額計上しております。

次のページをお開き願います。

7款1項町預金利子は前年度と同額を計上しております。

8款1項町債については、今年度で委託する地方公営企業法適用化移行に要する事業費の財源で、前年度比プラス40%、800万円増です。

280ページ、3、歳出です。

1款1項下水道総務費は、職員給与のほか、事務的経費を計上しております。前年度比プラス21.3%、863万5,000円の増です。増額の主な理由は、次の281ページをお開きいただきたいと思います。12節委託料を御覧ください。下水道事業法適用移行事業委託2,800万円のうち、

新規分のシステム構築業務800万円を計上したことによるものでございます。

2款1項下水道施設管理費は、伊里前処理区の施設管理に要する経費で、前年度比プラス86.5%、2,413万2,000円増です。増額の主な理由は、12節委託料で、新規業務として、下水道ストックマネジメント事業計画策定業務と、14節工事請負費で、浄化センター機械等更新工事の追加等によるものでございます。

次の283ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項公債費は、1目元金、2目利子の合計で、前年度と同額としております。

4款の予備費は、歳入歳出調整額を計上してございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑願います。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 ページ数ということでもないのかもしれません、歳入の部分で見ると、内訳がほとんど、ほとんどといいますか、繰入金が大変多いということになっていくのかと思います。下水道事業全体として、じわじわといいますか、町の財政を圧迫してきているのかというふうに感じます。

この事業、施設もありますから、すぐにやめるとか代替のものがあるということではないと思うんですが、この先検討していかなければいけない部分があるのではと思いますが、そのために、282ページでは下水道ストックマネジメント事業計画策定というところにも踏み切つていっているのかと思いますが、この下水道事業、転換期を迎つつあるのではと思いますが、そのあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） ストックマネジメント計画等ございますけれども、まず法適化事業のほうからお話をしたいんですけども、これ全国的なお話なんですねけれども、将来的にサービス継続してできるように、令和5年度までに、公共下水事業については、公営企業法を適用するようにというふうな国のほうからのお達しがございまして、今年度からその法適化に向かって準備を進めているところでございます。

今年度につきましては、その固定資産の台帳を整備いたしまして、どれぐらいの資産がある

のか把握というところと、来年度につきましては、事務手続として、条例の改正であったり金融機関の指定であったり、それから打切りの決算して新予算編成するというふうな内容なんですがけれども、さらにその法適化に向かってシステムの改修をするというふうなところで、先ほどお話ししました、繰入金が多いということで、独立採算で、国としてはできるような仕組みに改善していくといふうな考え方の下に進めてございますので、来年度以降につきまして、それらを基にして、長期的な視点に立った経営改善をしていきたいといふうに考えてございます。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 企業会計に移したからといって、その台帳はあるものの、結局が変わっていくということではないと思うんですが、ただ国のそういう大きい流れもありますし、そのために使っていいというような起債もしているわけで、それはやらざるを得ないんだろうといふうに思います。

ただ、一気に何かしわ寄せが来るものではないにしろ、震災後もずっと継続して残っている部分に関しては、やはり後世に負担が残っていく形になっていくように見えておりますので、できる施策は打っていかざるを得ないんだろうといふうに思いますので、その辺りのお考えをもう一度お伺いしたいということと、一つ確認するとすれば、令和5年度の当初予算からは、この公共下水道事業は、特別会計から企業会計へ移行するという認識でよいのか、そこだけ一応確認しておきます。

○委員長（佐藤正明君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 令和5年度からその設定予算に変わっていくという予定でございます。

それから、維持管理の考え方なんですけれども、今ある施設をなくすわけではございませんので、施設の長寿命化であったり、維持管理経費をなるべくかけないような形での計画、そういうところでマネジメント計画を策定しております、日常的な管理の中から、老朽化した部分の、その年その年で老朽化する部分違まして、全て特注品といいますか、工場製作品でございますので単価も高めになるところなんですけれども、いずれそういうものを長く使えるような管理をしていきたいといふうに考えてございます。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第114号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第114号を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第115号令和4年度南三陸町水道事業会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、議案第115号令和4年度南三陸町水道事業会計について細部説明させていただきます。

予算書294ページを御覧願います。

まず、令和4年度の水道事業会計予算の概要について申し上げます。

第2条は業務の予定量でございます。年間総給水量は143万1,000立米、前年度からの比較、増減比率はマイナス0.6%、9,000立米減でございます。

第3条は収益的収入及び支出です。収入の水道事業収益は6億271万6,000円とし、前年度比でマイナス11.4%、7,805万6,000円の減としました。支出の水道事業費用は6億650万8,000円とし、前年度比でマイナス14.6%、1億376万3,000円減としました。

次のページをお開き願います。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。収入の水道資本的収入は3億2,164万9,000円とし、前年度比プラス67.7%、1億2,986万5,000円増としました。支出の水道資本的支出は4億9,421万円とし、前年度比プラス26.2%、1億274万7,000円増としました。なお、資本的支出額が資本的収入額に対し不足する額は、当年度分消費税や過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

第5条、債務負担行為は、水道事業の業務委託について、令和8年度まで限度額7億円としてございましたが、人件費等の增高が見込まれるため、1億円を追加するものでございます。

296ページ、第6条、企業債は、目的に応じ3つの事業で予定しており、限度額等については記載のとおりでございます。

第7条、現金が不足した場合の一時借入金の限度額は10億円としています。

第8条、支出予定の各項の経費の金額の流用額は、第9条の流用禁止項目以外について流用できる予算としております。

第9条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費の3,906万7,000円としています。

第10条、他会計から受ける補助金は、一般会計からの補助金1,283万7,000円としています。

第11条、棚卸資産の購入限度額は500万円としています。

次のページをお開きください。

297ページ以降につきましては、予算に関する説明書になります。

次の298ページをお開きください。

298から300ページは、水道事業会計予算実施計画書でございます。実施計画書では、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について、目の段階までの予定額を提示しております。詳細については事項別明細書で説明しますので、少し飛びますけれども、316ページをお開きいただきたいと思います。

316ページは、水道事業会計予算事項別明細書でございます。

(1) の収益的収入及び支出を御覧ください。

まず収入です。

1款1項の営業収益は、実績等を勘案し、前年度とほぼ同額の計上でございます。1目の給水収益は前年度との比較で若干の減としています。

2項の営業外収益は、前年度比マイナス23.3%、7,546万円ほどの減です。減額要因は、4目一般会計補助金と5目長期前受金戻入が、災害復旧事業の減少で前年度比マイナス25.1%、8,063万円ほど減となったためでございます。

317、318ページは支出でございます。

1款1項の営業費用は、前年度比マイナス13.0%、8,366万円ほどの件です。減額の要因は、4目減価償却費で固定資産の減価や、5目の資産減耗費の除却によるものでございます。

2項の営業外費用は前年度比マイナス30.1%、2,010万円ほどの検討しております。減額の主な理由は、消費税が還付となるためでございます。

なお、委託料の主な内容につきましては、議案関係参考資料の2冊のうちの2の47ページに記載しておりますので、御参照願います。

次の319ページをお開きください。

319ページの（2）の資本的収入及び支出です。

まず収入です。

1款1項の企業債は、災害復旧工事などの事業の財源に充てるため、前年度比プラス480.3%、1億2,970万円増でございます。

2項の出資金は、緊急時連絡管路整備事業など、地方交付税の繰出基準で認められている一般会計からの出資を見込んだもので、前年度比プラス1,019%、7,475万円増でございます。

3項の負担金は、消火栓設置工事に対する負担金で、前年度比マイナス70%、420万円減としております。

4項の補助金は、前年度比マイナス46.4%、7,038万円ほど減しております。主な理由は、水道施設災害復旧工事の減少によるものでございます。

次に、支出です。

1款1項の建設改良費は前年度比プラス42.3%、9,969万円ほど増としております。増額の主な理由は、災害復旧の繰越事業が終了し、配水管布設替工事等を計上したためございます。なお、建設改良工事の施工場所等の主な内容につきましては、議案関係参考資料2冊のうちの2の33ページに記載しておりますので、御参照を願います。

2項の企業債償還金については、次の320ページをお開きください。320ページは企業債元利償還予定表でございます。この企業債償還計画に基づいた元金で、前年度比プラス1.9%、305万円ほどの増となってございます。

恐れ入りますが、301ページにお戻りいただきたいと思います。

301ページは、今年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。この計算書は、年度中の現金の流れについて、活動区分ごとの状況を表示しております。

次のページをお開きください。

302から308ページまでにつきましては、給与費明細書でございます。

1の総括の損益資本の両勘定支弁職員の合計は5人しております。災害復旧事業の終焉によって、前年度比3人減でございます。

以降のページにつきましては、給料及び手当の内訳明細になります。

309ページをお開きいただきたいと思います。

309ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

水道事業の業務委託について、今年度以降の支払い予定額と、その財源を表しています。先ほどの第5条での説明のとおり、人件費等の增高が見込まれるため、1億円を追加しており

ますので、令和8年度までの限度額は8億円となります。

次の310ページをお開き願います。

310から312ページは、今年度の予定貸借対照表でございます。水道事業が保有する全ての資産、負債資本を総括的に表しております。

310ページ、右側の下から3段目、固定資産の合計は約127億2,337万円となり、昨年度からプラス4%、4億9,800万円ほど増となってございます。また、令和4年度は赤字が見込まれることから、311ページ下段のイ、当年度未処理欠損金はマイナス9,036万円8,000円になる見込みです。

313ページをお開きください。

313ページは、前年度の予定損益計算書です。前年度の経費成績の見込みを表すものですが、下から3段目の当年度純損失は2,564万4,000円の赤字となる見込みでございます。

次の314、315ページをお開きください。

314、315ページは、前年度の予定貸借対照表でございます。315ページ下段の令和3年度の未処理欠損金は、マイナス6,454万5,000円となる見込みでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑願います。今野委員。

○今野雄紀委員 ページ数、302と316なんですけれども、そこで、職員数の減について伺いたいと思います。

先ほど、所長の説明ですと職員復興分、復興の分が終了して3名減という、そういう説明ありました。そこで、詳しく見ると、資本勘定分が今回ゼロになって、損益勘定支弁っていうんですか、その分が5名という、そういう説明なんですけれども、それは復興分だったからこの資本勘定だったのか、その点確認と、あと会計年度任用職員以外っていう部分が、8名から5名に減になっています。それも同じく資本勘定分がゼロで損益分が5名という、そういうことになりました。

そこで伺いたいのは、復興分が終わったという、そういう業務内容になると思うんですが、3名ずつ減って来年度うまく回っていくのか、その点の確認と、あと金額的なことをあれす

ると、5名で、手当含めて約1,800万円と1,300万円で、職員の分3,100万円ぐらいなんですが、そこで会計年度任用職員以外の部分っていうのは、302ページの次だと会計年度職員の部分がゼロになっているものですから、この会計年度任用職員以外の部分の人事費相当っていうのは多分業務委託料に入っているのでしょうか、そこはこの場で聞けるのか聞けないのか。

先ほど所長の説明でもあったように、人事費相当分が増えて1億円追加になったという、そういう説明あったものですから、お答えできる範囲で伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、302ページの給与費明細書なんですけれども、ここで損益勘定と資本勘定っていうのは、3条予算と4条予算ということで、資本勘定の部分は4条予算のほうになります。

こちらにつきましては、派遣職員の部分で、災害復旧事業に充てていた部分の経費というふうな考え方でございます。下の303ページの会計年度、これイコールでございます。会計年度は職員入っていないので、イコールでございます。

先ほどの金額のお話なんですけれども、分かりやすくお話ししますと、316ページを御覧いただきたいんですが、この収入の2の営業外、2款の営業外収益の4目他会計補助金の中で、一般会計補助金とございます。ここで1,000万円ほどあるんですけれども、給与のほかに、派遣職員につきましては、負担金という形で計上させてございますので、給料のほうには出でこないというふうな仕組みになってございます。

以上です。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか、今野委員。

○今野雄紀委員 ちょっと、何を聞いたのかって思っていたので。

そこで伺いたいのは、会計年度任用職員以外という部分であるんですけれども、303ページ、そして次のページ、304ページに、会計年度任用職員の分がゼロになっているのですが、そこで伺いたいのは、委託先の業務、委託先での決めだとは思うんですけども、こういった任用職員以外の部分っていうのは、当町こういった役場で働いている任用職員と、その待遇っていうのですか、そういった部分はどういった、同等なのか、そこをお答えできる範囲でよろしいですので伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） ただいまの304ページに、会計年度任用職員というのは、業務委託を出している職員じゃなくて、正職員以外の部分というふうに考えていただきたい

と思います。

それで、委託業務の部分につきましては、317ページの営業費用の委託料の中で、2段目に、水道事業業務委託料で1億1,700万円と、ずっと下段のほうの委託料、水道事業業務委託料の1,968万3,000円。この中に包含されているのですけれども、町から委託業者に、受託業者に対する対しては一括でお支払いするんですけれども、どれぐらい会社からいただいているかっていうのは、ちょっとこちらでは把握してございません。

○委員長（佐藤正明君） 今野委員。

○今野雄紀委員 分かりました。

そこで、最後伺いたいのは、今回こういった8名から5名、どちらも減ったのですが、来年度から、十分水道の給水事業その他管理等は間に合うのかって言ったらおかしいですけれども、十分機能するような形なのか、その点だけ伺って終わりとします。

○委員長（佐藤正明君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 今年度の東日本大震災の復興事業なんですけれども、繰越分を含めまして、約7億5,000万円の事業を実施してございます。これ、単純に正職員だけでやるっていうのはかなり難しいということで、その部分のお手伝いを派遣の方々にいただいているというふうな形になりますので、この事業がほぼ終了しますので、その部分のお手伝いは不要になると、自前であとは頑張るしかないというふうなところでございます。

○委員長（佐藤正明君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第115号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第115号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

午後2時08分 休憩

---

午後2時28分 再開

○委員長（佐藤正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第116号令和4年度南三陸町病院事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは、議案第116号令和4年度南三陸町病院事業会計予算の説明をさせていただきます。

予算書322ページをお開きください。

第2条業務の予定量ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により患者の回復が厳しい状況でありました令和3年度の状況を勘案し、年間患者数は入院で3万295人、外来で4万8,600人と、前年度と比較して600人増としております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は19億5,100万円、前年度対比3.1%、金額にして6,000万円の減額となっております。

第4条の資本的収入及び支出ですが、1億2,855万1,000円を計上しております。前年との比較で52.9%、金額で4,445万7,000円の増となっております。医療機器の更新のための費用が主でございます。

第5条債務負担行為につきましては、医療事務業務委託及び医療機器リースの2件についての設定となります。

以降、事項別明細書で説明いたしますので、345ページをお開きください。

収入です。

1款1項1目入院収益は、令和3年度実績を勘案し、積算単価の見直しによる減額となります。

2項医業外収益2目負担金として、一般会計からの負担として3億円を計上しております。医業収益の20.1%となります。

4目他会計補助金につきましては、実績等見込み数値としております。

5目長期前受金戻入は、取得の際、国庫補助金等で充当した建物、機械等、減価償却について、当該年度分を収益として計上しております。令和3年度との比較では3,140万8,000円の減額となります。

346ページ、支出です。

1款1項1目給与費は11億5,521万7,000円を計上し、前年度対比0.3%、金額にして311万

7,000円の増額となります。令和4年度、職員数は117名と見込んでおります。

2目材料費として1億8,560万円を計上、前年度対比17.5%、金額にして3,940万円ほどの減額といたしました。給食材料費及び診療用消耗器材等の減額が主な要因となります。

3目経費として4億1,748万円を計上し、前年度対比4.2%、金額にして1,683万円の増額としております。施設管理業務や給食業務などの委託料の増額が主な要因でございます。

4目減価償却費は1億7,088万4,000円、率にして9.8%、金額で3,957万7,000円ほどの減額となります。医療機器等が耐用年数を迎えたことによるものでございます。

2項医業外費用ですが、1目の企業債利息を支払い計画に基づき減額、2目の長期前払消費税勘定償却は169万6,000円、前年との対比では250万5,000円の減額となります。

350ページをお開きください。

資本的収入及び支出の詳細を御説明申し上げます。

収入と支出ともに1億2,855万1,000円を計上、前年対比52.9%の増、金額にして4,445万7,000円の増額といたしました。

1款1項企業債には、医療機器整備のための企業債を8,560万円と見込みました。診療支援システム、生化学一般検査装置、放射線画像保存通信システム、透析通信システムなどの整備を予定しております。

1款2項出資金には、企業債償還金と、医療機器購入等のための一般会計出資金を計上しております。

支出においては、1款1項1目の有形固定資産購入費は、医療機器購入費等として8,800万2,000円、2項企業債償還金は令和4年度償還予定額を計上しております。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入れます。質疑願います。及川委員。

○及川幸子委員 1点お伺いいたします。

ページ数が348ページの一番上の、委託料4,560万円。先ほどの説明ですと、4.2%の増は給食業務の増だということをお伺いしました。そこで、昨年度は2,500万円、かなりの額が増額になっていますけれども、この要因を御説明願います。

○委員長（佐藤正明君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 委託料の部分ですが、施設管理業務及び給食業務の委託料の増という形になっております。

施設管理業務及び給食業務でございますが、人件費等の増が大きな要因ではございますが、委託料の中、材料費と、材料費のほうに計上しております給食材料費、給食材料費を一括して委託するということで、委託料のほうに計上しておる部分が1,680万円ほどございます。ということで、材料費と委託料との組替えによる部分が1,680万円あるという形で御理解いただければと思います。

○委員長（佐藤正明君） 及川委員。

○及川幸子委員 そうすると、材料費の分が1,600万円。それと、昨年からの等々、2,000万円ですか、今年は開きがあるって、そのうちの1,600万円は材料費だと、材料費の組替えということなんですけれども、あの500万円、それはどのような増なのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） そのほかの増の部分は、先ほど申し上げたとおり、人件費等の増によるものと御理解いただければと思います。

あと、なお今1,680万円と申し上げましたが、1,840万円と訂正させていただきたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 及川委員。

○及川幸子委員 人件費ということなんですけれども、委託ですよね、これ。そうすると、その委託先の人件費が増えたのかと理解を私はするんですけども、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） そのとおりでございます。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。3回終わっています。

ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 ページ数、323ページです。医療機器のリース、あと医療機器購入ということで先ほど事務長より説明あったんですけども、そこで伺いたいのは、リース料の債務負担が1,500万円あって、来年度100万円ということによかったんですけども、そこで購入に、医療機器8,500万円ということで計上になっていますけれども、たしか4種類、その内訳って

いうか、入札の関係で分からぬのか、伝えられないのか、その辯伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） まず、医療機器の部分でございますが、企業債8,560万円の中で、診療支援システム、生化学検査システム、放射線画像保存システム、透析通信システムを見込んでおるところでございます。

これは、324ページの11条の重要な資産の取得というところにも計上しておりますけれども、金額が高額なものを、重要な資産の取得という形で提供、11条に掲げておるところでございます。

それ以外に、リースで購入したほうが有利になるものとか、あと随時更新が必要になるような、若干金額的にはそれよりも下になるものに関してはリース等の購入を予定しておりますが、医療機器ですので、実際に南三陸病院が開院してから6年経過して、小さな医療機器が非常に老朽化して、更新の時期を迎えております。リースで購入したほうが有利になるもの、もしくはそのときしか、長期にわたって使わないようなものなどは、リース等の購入を検討しておるというところで、具体的に今ここで、どの医療機器という部分に関しては、レンタル等を含めて、内視鏡の洗浄機とか、そういった医療機器等が、レンタルやリース等で、次年度考えられるものという形でございます。

○委員長（佐藤正明君） 今野委員。

○今野雄紀委員 先ほど聞いたのは、324ページの一番下の、各一式あるんですけども、その内訳みたいなのは伝えられないのかということで聞いたんです。もしお答えできないんだったらいいんですけども、そこで伺いたいのは、この中で結構、通信システム装置ということで透析その他あるんですけども、そういった機器、通信って聞くと、昨今医療の世界でもリモートの診察っていうのですか、そういったやつの時代の流れの中で、当町ではそういったシステムを導入ではないんですけども、どのような形で事務長考えておられるのか伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは、中身的な部分ということでお答えさせていただきたいと思います。

まず、診療支援システム装置ですけれども、これは診療に関わる診断書とか各種書類、それを、要は電子カルテシステムの中に取り込むためのシステムと思っていただいて結構でございます。

続きまして、放射線画像の保存通信システムでございますけれども、これは議員まさにおっしゃるとおりです。（「個別の金額」の声あり）金額でいいんですか。（「金額だけで、私詳しいこと聞いても……金額もし伝えられなければいいんですけども、よく入札前だから駄目だとかっていうふうに言われるので、そのところの確認と、あとリモートの診察に関して所見というわけではないんですけども、流れの動向を伺いたいと思います」の声あり）

放射線画像通信システムに関しては、まさにうちの病院で撮った画像を……（「金額」の声あり）金額に関しては、当然こちらのほうで大まかな金額についてはつかんでおるところですけれども、明細につきましては、この場では御回答を控えさせていただきたいと思っております。

遠隔画像通信につきましては、これ要は放射線の画像を診断の先生に送りまして、その画像を診断していただくようなシステムとなっております。

透析通信システムにつきましても、うちの病院の患者のデータを透析のドクターの、担当のドクターのほうに送りまして、常にデータが確認できるようなシステムという形で、遠隔の診断まではいきませんけれども、判断の材料となるシステムでございます。

○委員長（佐藤正明君） どうしますか。（「リモート診察の流れを」の声あり）

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） リモート診察といいますと、実際にリモート、要は、このような形でリモート診察の補助になるシステムではございますけれども、直接リモートに結びつくシステムではございません。

リモートシステムそのものは、リモート診察そのものはうちの病院では行っていなくて、電話診察のみでございます。

○委員長（佐藤正明君） 今後は、その辺のやつは。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 今後につきましては、なお担当のドクター等と相談しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第116号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第116号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第117号令和4年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは、議案第117号令和4年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計の説明をさせていただきます。

予算書354ページとなります。

全体として、利用者の需要動向は、令和3年度の見込み利用者数から、1日平均利用者数を1名減とした予算編成としております。

第2条、業務の予定量は、前年度より延べ250人利用者が減少すると見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出ですが、いずれも前年度対比で100万円の減少を見込んでおります。

予算額の詳細につきましては、371ページからの事項別明細書をお開きください。

事業収益は5,100万円と申し上げたとおり、100万円の減少でございます。事業費用も同じく5,100万円となりますが、車両整備等の経費を減としておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。質疑願います。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第117号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐藤正明君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第117号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました議案第108号から議案第117号までの10案は全て可決すべきものと決定いたしました。

本特別委員会における審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に提出することといたします。

これをもって、令和4年度当初予算審査特別委員会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。

皆さんに申し上げます。

3月8日の午後から、緊張の中にですか、令和4年度当初予算特別委員会の審議に入り、委員各位には、議事進行に対しいろいろと御迷惑をおかけしたものかと思います。本日で議案審議が終了となることになりました。ありがとうございました。

さて、令和4年度当初予算は、将来を見据えた持続可能なまちづくりの実現を目指し編成された予算に対し、各位の慎重なる審議が行われ、町民福祉向上に向けた予算審査がなされたものと思います。本会議での可決後からは、お互いに予算執行の動向を遵守しながら議会活動になるのかと思います。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、私からの挨拶といたします。大変御苦労さまでございました。

以上をもちまして、令和4年度当初予算審査特別委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時50分 閉会